

## 高野山大学研究倫理規程

制 定 平成28年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、高野山大学（以下「本学」という。）において研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準に関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の教育職員および本学において研究活動に従事する者をいい、大学院生および学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。ただし、大学院生および学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。

### (研究の基本)

第3条 研究者は、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示および本学諸規程等を遵守しなければならない。

### (研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習および規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者および研究対象者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生に研究上または教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。

(研究計画の立案・実施)

第5条 研究者は、研究計画の立案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、自己が計画する研究の独創性・新規性を確認しなければならない。

2 研究者は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

(情報、データ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法および手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報およびデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報およびデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法および発表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織または団体等から当該組織または団体等に関する資料、情報およびデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報およびデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報、データ等の利用および管理)

第9条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩および改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管しなければならない。ただし、法令または他の定めがある場合はこれに従うものとする。

(材料等の安全管理)

第10条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等ならびに薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物および使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

(研究成果発表)

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果発表における不正行為は本学及び本学の研究者に対する社会の

信頼性を喪失する行為であることを自覚し、捏造、改ざん、盗用その他不正な行為をしてはならない。

3 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現および誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあるため、適切な引用および誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(研究費の適正執行)

第13条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、当該研究費の使用規程および本学の研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

(他者の研究業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読および審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準および審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。

3 研究者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

(本学の責務)

第15条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

2 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、副学長（教務担当）とする。

2 コンプライアンス責任者は、高野山大学公的研究費の不正防止に関する規程に定める最高管理責任者および統括管理責任者の指示のもと、研究費の不正使用を防止する対策を実施するとともに、研究活動における不正行為防止対策を実施する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第17条 コンプライアンス推進副責任者は、大学の各学科長、大学院委員長および密教文化研究所長とする。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者に協力して各学部および研究科の研究費の不正使用を防止する対策を実施するとともに、研究活動におけ

る不正行為防止対策を実施する。

(研究倫理委員会)

第18条 前条を適切に執行するために、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の職務、構成および運営等については、「高野山大学研究倫理委員会規程」に別途定める。

3 委員会は、第15条の定める事項のほか、高野山大学「人を対象とする研究」倫理規程に定める研究の審査申請に基づく審議を行うものとする。

(公的研究費における取扱い)

第19条 研究活動における不正行為の内、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用については、特定不正行為とする。

2 公的研究による研究における研究費の不正使用および特定不正行為に係る告発があった場合の取扱いについては、高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する内規を適用する。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃に関する事務は、学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。